

岩手県告示第641号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）第6条第2項の規定に基づく市町村道の特定災害復旧等道路工事を次のとおり開始する。

平成23年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 路線名 小鍬線
- （2） 工事の区間 上閉伊郡大槌町小鍬第21地割字高清水102番16地先から95番1地先まで
- （3） 工事の開始の日 平成23年10月20日
- 2（1） 路線名 愛宕山線
- （2） 工事の区間 上閉伊郡大槌町小鍬第32地割字金崎126番34地先内
- （3） 工事の開始の日 平成23年10月20日